

Ⅱ 各 論

第1章 人材確保・定着の取組強化

第1節 人材確保の必要性

平成30(2018)年6月の推計では、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に、国は55万人程度の介護人材を確保する必要があると試算しています(平成28(2016)年度の従事者約190万人 → 約245万人必要)。

さらに、令和22(2040)年を展望すると、令和7(2025)年以降は現役世代(担い手)の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題となっています。

また、高齢化の進展に伴い、介護サービスの質の向上や多様化するニーズへの対応も必要となるため、今後、介護人材の育成及び確保に関する効果的な対策を講じていく必要があります。

[現況]

○ 今後、介護人材の確保策を講じていくに当たっては、直接介護に従事する介護職員の将来の需要と供給を推計し、需給の差がどの程度生じるか把握する必要があることから、厚生労働省が示した配置率(介護サービス利用者100人当たりの介護職員数)、市町村が推計した将来の介護サービス利用者数、過去の離職者数・再就職者数・新規入職者数をもとに推計すると、令和7(2025)年度に2,647人、令和22(2040)年度には9,548人の介護職員が不足することが見込まれます。

また、技能実習制度や在留資格「介護」、特定技能など、法改正により外国人が日本国内の介護事業所等で就労や研修を行うことができる環境も整備されつつあります。

介護職員需給推計

	令和元年度 (2019)		令和7年度 (2025) (推計値)	令和22年度 (2040) (推計値)
介護職員	21,447人	需要	23,339人	27,251人
		供給	20,692人	17,703人
		差	2,647人	9,548人

※ 令和元(2019)年度の介護職員数は、「介護サービス施設・事業所調査」を基に厚生労働省(社会・援護局)にて推計

※ 各年度の介護職員数には、通所リハビリテーションに従事する介護職員を含まない。

第2節 人材確保の具体的な取組

介護人材の確保は介護分野における最重要課題であり、新規人材を確保するとともに離職を防止するため、第一に「参入促進」、次に「労働環境・処遇の改善」、最後に「資質の向上」の3つの視点から、総合的な対策を講じ、質の高い介護人材の確保に努めます。

1 参入促進

[現況]

- 将来的に必要となる介護サービスを継続して提供するためには、若者をはじめ、外国人材、潜在介護福祉士、元気高齢者など、多様な人材の参入を促進する必要があります。
- 介護の魅力を認識してもらうために、介護現場で働く職員が感じている働きがいや魅力などを社会に広く発信していくことが必要です。

[基本的方向]

- 介護福祉士国家試験合格率、県内就職率及び定着率が高い水準にある県内福祉系高校について、入学定員の充足率の向上に向け取り組むことにより、県内介護保険施設等への就職につなげます。
- 少子高齢化が加速する中、国内人材の確保に加え、外国人材の確保が重要であることから、介護福祉士資格取得を目指す留学生の就学支援や、外国人材受入れを促進するための環境整備に取り組みます。
- 元気高齢者や定年を控えた中高年齢者層等の介護未経験者が地域の介護現場に参入するきっかけを作るため、介護に関する基本的知識や技術を学ぶ研修を実施します。
- 介護職の魅力発信やイメージ向上を図るため、関係団体や介護施設等と連携して広く情報発信に取り組みます。

2 労働環境・処遇の改善

[現況]

- 介護現場が地域におけるニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境作りや処遇の改善が必要です。

[基本的方向]

- 若手介護職員の早期離職防止を図るため、介護事業者における新人介護職員定着のための体制整備の支援に努めます。

- 介護ロボット・ICT^(*)の活用は、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減を図るとともに、介護現場の魅力や介護の質の向上の効果も期待されることから、さらに導入が進むよう支援します。
- 介護サービスに従事する介護職員の処遇改善を図るため、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を、多くの介護サービス事業所が取得するための支援に努めます。

3 資質の向上

[現況]

- 高度化・複雑化する介護ニーズに対応するなかで、限られた人材をより有効活用するには、介護職員の質、介護サービスの質の向上を図ることが必要です。

[基本的方向]

- 介護現場の中核を担う人材の育成、各種専門性向上のための研修実施、多職種との連携などにより、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

4 関係団体、機関等との連携

[現況]

- 介護人材の確保にあたっては、関係団体・機関等との連携・協働を図るとともに、実情に応じた施策を検討・立案することが重要です。

[基本的方向]

- 介護事業者、養成機関、学校、県教育委員会など、幅広い関係者と連携の場を設け、介護職員の確保状況や課題等について意見交換や協議を行うことにより、具体的かつ実行性のある対策について検討を進め、人材の育成及び確保に努めます。

5 福祉人材センター等での人材育成及び確保

[現況]

- 介護サービスの利用者に対して質の高いサービスを提供するためには、施設職員等、介護サービスに携わる職員の安定的な確保や資質の向上を図ることが必要です。

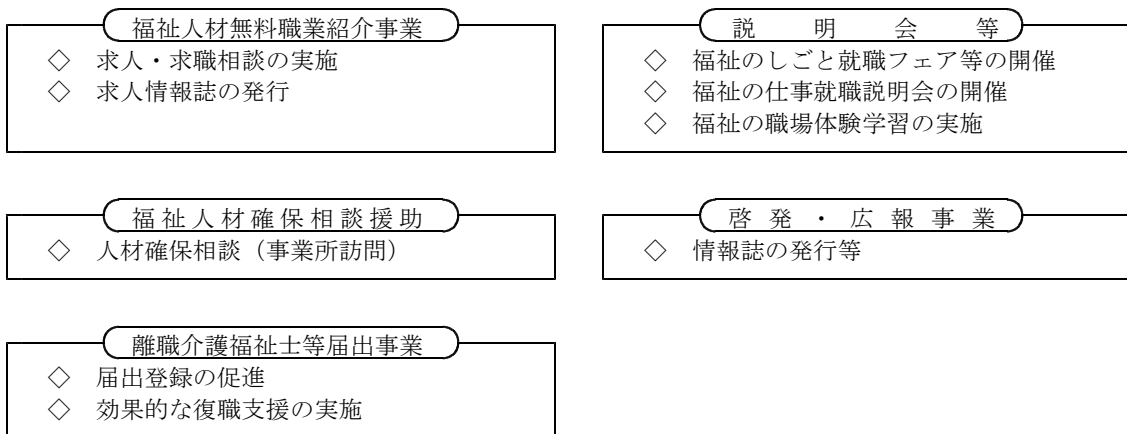
[基本的方向]

- 宮崎県福祉人材センターにおける就職希望者の登録や求人・求職相談などの就労支援や福祉のしごと就職フェアにより、福祉の職場で働く人材の確保に努めます。

*1 ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。

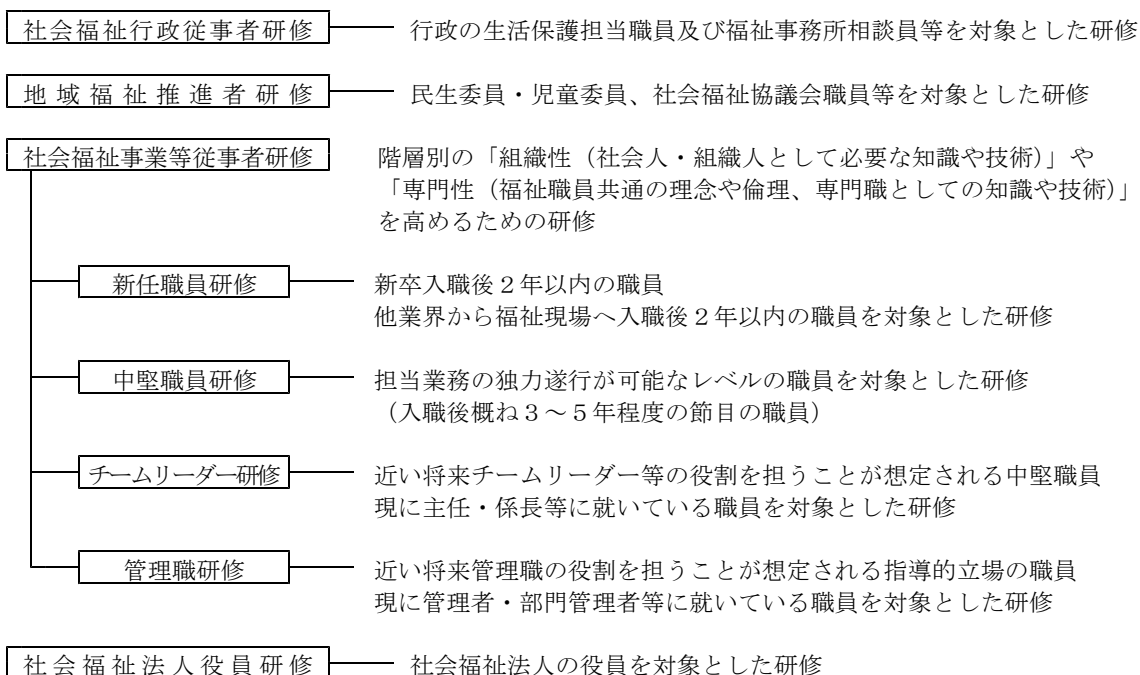
- 宮崎県福祉人材センターにおいて、福祉・介護の仕事に関心のある人や、これから福祉・介護の職場で働いてみたいと考えている人等を対象に、福祉・介護の職を体験学習する機会を提供し、円滑な人材の参入を支援します。
- 老人福祉施設等に勤務する職員を対象として、宮崎県社会福祉研修センターが実施する研修等により資質向上を図ります。
- 離職した介護福祉士等の情報を把握し、求人・研修情報の提供や再就職準備金の貸付けなど、効果的な復職支援を行い、介護福祉士等の再就業を支援します。

■福祉人材センター事業



■社会福祉研修センター事業

【研修体系表】



第3節 専門職の人材育成及び確保

1 介護支援専門員（ケアマネジャー）・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）

[現況]

- 介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、その希望や心身の状況等を把握した上で、適切な介護サービスが利用できるように市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。
- 介護支援専門員は、高齢者それぞれの要介護度等に応じて、自立支援に資する居宅サービス計画（ケアプラン）を策定するなど、介護保険制度の要となる重要な役割を担っています。
- 主任介護支援専門員は、地域包括支援センター等に配置される職種で、介護支援専門員として一定の実務経験等を有し、定められた研修を受講した者がその職に就くことになっています。
- 主任介護支援専門員は、地域の介護支援専門員のネットワークの構築や指導・助言、地域包括ケア体制づくりを行うとともに、地域包括支援センターに配置される他の職種（社会福祉士、保健師等）と連携し、介護予防が必要な高齢者に対する相談や助言等を行います。
- 令和元(2019)年度までに、7,029人の介護支援専門員が登録されています。
- 介護保険の理念である自立した日常生活を支援するとともに、利用者に提供される介護サービス等の種類又は事業者が不当に偏ることがないように、公正性・中立性を確保するため、介護支援専門員の資質向上を図ることが必要です。
また、今後、主任介護支援専門員であることが居宅介護支援事業所の管理者の要件となることや、主治医、介護支援専門員など多職種の協働と、地域関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、後方支援の役割等を担う主任介護支援専門員の養成が必要です。

介護支援専門員登録者数の推移

(単位：人)

年度	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
登録者数	6,255	6,508	6,668	6,925	7,023	7,029
うち主任	665	732	776	779	817	842

[基本的方向]

- 介護支援専門員及び主任介護支援専門員に対し、その専門性と資質向上のため、必要な研修の実施に努めます。

2 介護職員初任者研修修了者

[現況]

- 訪問介護員の養成研修は、平成24(2012)年度まで、県の指定した訪問介護員養成研修事業者において実施され、研修修了者は累計で40,283人となっています。
- 平成25(2013)年4月に、訪問介護員の養成研修は介護職員初任者研修及び実務者研修へと移行しました。このうち介護職員初任者研修については、県の指定した介護職員初任者研修事業者によって実施されており、令和元(2019)年度の研修修了者は483人となっています。
- 介護職員初任者研修は、介護職の入口の研修として、在宅・施設を問わず介護職として働く上で基本となる知識・技術を習得するものです。
- 介護職員初任者研修事業者は、株式会社等の営利法人、学校法人、社会福祉法人等が指定されています。

[基本的方向]

- 指定研修機関の確保に努めるとともに、適切な研修の実施に取り組みます。

3 社会福祉士・介護福祉士

[現況]

- 社会福祉士は、専門的知識及び技術によって、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある人に対し、福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行います。
介護福祉士は、専門的知識及び技術によって、心身の状況に応じた介護を行い、並びに対象者及びその介護者に対して介護に関する指導を行います。
- 社会福祉士の養成は県内1校で、介護福祉士の養成は13校で行っており、令和2(2020)年度定員は社会福祉士が120人、介護福祉士が合計で462人となっています。
- 令和元(2019)年度までに、社会福祉士は1,986人、介護福祉士は19,867人登録されています。

- 質の高い介護サービスを提供するためには、専門的な知識と技術を身につけた社会福祉士及び介護福祉士の確保が必要です。

社会福祉士・介護福祉士の登録者数の推移 (単位：人)

区分 \ 年度	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
社会福祉士	1,466	1,542	1,650	1,765	1,864	1,986
介護福祉士	15,519	16,582	17,738	18,332	19,066	19,867

資料：公益財団法人社会福祉振興・試験センター

[基本的方向]

- 宮崎県福祉人材センターにおける就業支援事業や公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携により、就労の促進に努め、人材の安定的な確保を図ります。
- 社会福祉士・介護福祉士の養成を支援するため、養成施設の学生に対し、県社会福祉協議会を通じて修学資金の貸付けを行います。

4 保健師

[現況]

- 保健師の養成は、県立看護大学及び宮崎大学の県内2校で行っています。
- 令和2(2020)年5月1日現在、県保健所等に117人、県内全ての市町村に361人の保健師が配置されています。
- 保健所や市町村に勤務する保健師は、住民に身近な保健サービスの担い手として地域保健の第一線に従事しており、今後ともその確保や資質の向上に取り組む必要があります。

[基本的方向]

- 保健師に対する新任期からの段階別研修体制を充実させ、保健師の実践力の向上と現任教育の推進を図るとともに、複雑化・多様化する地域住民の健康問題やニーズに的確に対応できる人材の養成に努めます。

5 看護師・准看護師

[現況]

- 看護師の養成は県立看護大学をはじめ県内17校で、准看護師の養成は県内6校で行っています。

- 平成30(2018)年12月末現在、県内で就業している看護師は14,033人、准看護師は6,177人となっています。
- 高度化する医療技術や在宅医療等の多様化する看護ニーズに対応できるよう、今後とも看護師・准看護師の確保や資質の向上に取り組む必要があります。

[基本的方向]

- 看護師・准看護師の養成所に対してその経費を助成するとともに、看護教員・実習指導者を対象とした研修の充実強化に努め、安定した人材の供給と教育内容の充実を促進します。
- 看護協会等の関係機関と連携しながら、看護師等への研修実施、看護師の特定行為研修の受講や認定看護師等の資格取得等を支援し、高度医療や地域医療を支える看護師・准看護師の資質の向上を図ります。
- 訪問看護を始めようとする看護師等への講習会や、看護実践力を高めるための講習会を開催するとともに、学校卒業後すぐに訪問看護に携わる看護師を養成し、在宅医療を支える看護師の確保と資質向上を図ります。
- 宮崎県ナースセンターにおいて求人・求職相談を実施し、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携して、看護師・准看護師（潜在看護師等を含む）の再就業を支援します。また、看護師・准看護師の養成所等においてUターン希望者の相談に対する求人情報紹介や就職相談等のバックアップ体制を整備するなど、県外等の看護師・准看護師の就労支援を行い、県内の医療機関への就労を促進します。

宮崎県ナースセンターにおける求人数等の推移

(単位：人)

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
求 人 数	1,833	1,653	1,572	1,594	1,870
求 職 者 数	815	918	952	888	989
就 職 者 数	327	384	403	371	404

資料：宮崎県医療薬務課

6 歯科衛生士

[現況]

- 歯科衛生士の養成は、県内2校で行っており、定員は合計で80人となっています。

- 平成30(2018)年12月末現在、県内で就業している歯科衛生士は1,484人となっています。
- 幼少期から高齢期までの歯の健康づくりや口腔ケアの重要性がますます高まっており、それに対応できる資質の高い歯科衛生士の養成・確保が必要です。

[基本的方向]

- 関係団体や養成機関との連携を図りながら、歯科衛生士の確保に努めます。
- 宮崎県歯科医師会、宮崎県歯科衛生士会等が実施する研修への参加を促進し、歯科衛生士の資質の向上を図ります。

7 管理栄養士・栄養士

[現況]

- 管理栄養士・栄養士の養成は県内1校で行っており、定員は60人となっています。
- 令和2(2020)年6月1日現在、県に10人の管理栄養士が、26市町村に82人の管理栄養士、10人の栄養士が地域の栄養行政に従事しています。このうち、高齢福祉分野には、6市町7名の管理栄養士が配置されています。
- 栄養ケアマネジメントを実施する介護保険施設においては、介護保険制度に基づき管理栄養士が配置されています。

[基本的方向]

- 関係団体や養成施設等と連携を図り、管理栄養士・栄養士の確保に努めます。
- 地域の高齢者の低栄養状態の予防及び改善を担う市町村管理栄養士・栄養士の配置、介護保険施設における管理栄養士の配置を促進し、介護予防体制並びに栄養ケアマネジメント体制の整備を進めます。
- 関係団体と連携し、県全体及び保健所単位で、市町村、介護保険施設、在宅等の管理栄養士・栄養士の資質の向上に努めます。

8 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士

[現況]

- 理学療法士の養成は県内3校で、作業療法士の養成は県内2校で、言語聴覚士及び視能訓練士の養成は県内1校で行っており、定員はそれぞれ119人、75人、40人、80人となっています。
- 平成29(2017)年10月1日現在、県内の病院に勤務している理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士の数は、それぞれ、801人、501人、143人、80人となっています。
- 高齢化の進展に伴い、リハビリテーション医療の対象者の増加が予想されることから、今後とも、これらの職種の確保や資質向上を図ることが必要です。

[基本的方向]

- リハビリテーション関係団体や養成施設等との連携を図りながら、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士の確保に努めます。

第4節 文書負担軽減に向けた取組

[現況]

- 介護分野において、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやりとりされている様々な文書の削減・標準化等を進め、現場の事務作業量の負担軽減を行うことが必要です。

[基本的方向]

- 個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、更なる効率化につながる可能性のあるICT等の活用等の取組を着実に進めることが必要です。その際、適正な申請や請求が行われるようにすることに留意が必要です。
- 取組にあたっては、国、都道府県、市町村及び関係団体等がそれぞれの役割を果たしながら、連携して介護事業者及び自治体の業務効率化に努めます。